

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）に係る面談
2. 日時：令和3年9月29日（水）13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、高木技術参与
検査グループ 専門検査部門
宮崎上席原子力専門検査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当9名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- 申請内容の分割について
 - ✓ 本申請内容から燃料取扱設備の設置を除外し、別申請としたい。これにより、本申請の範囲は、燃料取り出し用構台、付帯設備（換気設備等）及び遮蔽の設置となる。
- 原子力規制庁からのコメントへの回答
 - ✓ 換気設備切替に伴う施設定期検査への影響
 - ✓ 想定外事象への対応
 - ✓ 油圧機器に対する防消火対策
 - ✓ 外装材の設置目的
 - ✓ 弾性支承（天然ゴム系積層ゴム）の耐放射線性
 - ✓ 2号機燃料取り出し用構台に係る確認事項
 - ◇ 外装材に対する材料確認の追加
 - ◇ 各オイルダンパの性能検査における試験速度、許容値（設計仕様）及び最大応答速度（解析）の関係

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- 申請内容の分割について、
 - ✓ 分割が必要となった理由を明示すること。
 - ✓ 燃料及び輸送容器の取扱い、2号機原子炉建屋南側の開口工事等も含めて、2号機の燃料取り出し関連設備に係る申請、耐震評価及び工事の全体工程が分かるように整理した上で、分割申請の内容について改めて説明すること。
 - ✓ 本申請における評価に際し、別申請となる燃料取扱設備及び輸送容器の荷重条件等を先行使用する場合は、具体的にその内容を説明すること。
なお、当該内容については、別申請の審査にて本申請との整合性を確認することに留意すること。
- 換気設備切替後の施設定期検査において、従来の排気設備からの測定範囲の変更が、測定項目（検査の確認項目）の判定基準に及ぼす影響について説明

- すること。
- 想定外事象への対応について、最小限の復旧作業を有人作業で実施できるようにするための設備対応等を説明すること。また、原子炉建屋オペレーティングフロアへの遮蔽設置について、作業員の被ばくを最小限にする上での今後の具体的な進め方を説明すること。
 - 油圧機器に対する防消火対策について、想定する火災の消火に対して、当該自動消火装置の仕様が有効であることを詳細に説明すること。
 - 2号機燃料取り出し用構台に係る確認事項について、材料確認の判定基準に記載の JIS 番号と各部材及び材質との対応を説明すること。
- 等を求めた。

6. その他

資料：

- 2号機燃料取扱設備及び燃料取り出し用構台の設置について（第22回）
 - ✓ 添付資料1 燃料取り出し用構台 補足説明資料
 - ✓ 添付資料5 2号機燃料取り出し用構台に係る確認事項
 - ✓ 添付資料5－別添1 2号機燃料取り出し用構台に係る確認事項 補足説明資料